

## 令和6年度「ステップアップ事業補助金」募集要項（追加分）

江東区ボランティア・地域貢献活動センター（以下「活動センター」という。）では、区民のコミュニティ活動に関する関心を高めるとともに、地域貢献活動団体の活動の充実を図り、地域のつながりの活性化に取り組むための新たな事業について、経費の補助を行います。

### 1 提案できる事業

申請団体が主体的に取り組み、地域貢献につながる新たな事業で、次の(1)から(4)までの全ての要件を満たす事業とします。

- (1) 公益的事業で、地域貢献につながる効果が期待できるものであること。
- (2) 具体的効果または成果により、区民満足度の向上を図ることができるものであること。
- (3) 地域特性を考慮し、地域貢献につながるための新たな視点を持ったものであること。
- (4) 団体の活動目的に合ったものであり、団体の実績、特性、主体性を活かし、実施できるものであること。

### 2 補助申請の対象となる団体

江東区内を活動対象として公益活動を行う団体（NPO法人、ボランティア団体、町会・自治会、公益団体、事業者※）で、次の(1)から(10)までの全ての要件を満たす団体とします。

ただし、区内での活動実績がない団体であっても、区外での活動実績があり、区内を対象とした活動を展開する団体であれば申請対象とします。

※ 事業者は、営利を目的としない社会貢献活動を行う場合に限りです。

- (1) 5人以上の会員で組織されており、会員名簿があること。
- (2) 区内を活動対象として公益活動をしている団体であり、提案した事業を適正に遂行する能力があること。
- (3) 組織規則、規約、会則等団体の目的、組織、代表者等に関する定めがあること。

- (4) 予算・決算を適正に行っていること。
- (5) 団体の責任者及び事業責任者が特定できること。また、必要な時に連絡がとれる体制があること。
- (6) 事業終了後の実績、成果、収支報告ができること。
- (7) 宗教活動、政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (8) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (9) 暴力団または暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと。
- (10) 提案時点で区と提案制度による協働をしていないこと。

### 3 事業実施期間

採択・交付決定後から令和7年2月28日まで

### 4 補助金額

1 事業あたり 年間上限30万円

- ※ 1 団体あたり 1 事業を限度。（採択された団体は、次年度以降、再度の申請は不可）
- ※ 事業補助は連続する 2 か年の実施を限度とし、2 か年分をまとめて申請することができます。なお、単年度申請を 2 回行うことはできません。
- ※ 2 年事業の場合、各年 30 万円以内、計 60 万円を限度とします。（単年度精算）

#### < 2 か年分まとめて申請した事業内容を変更する場合の補助の可否判断 >

##### (1) 補助可能の例示

- ア 2 年目事業実施にあたり、当初事業計画を修正するが、基本的な内容は変更せずに、一部改善して実施する場合（ただし、改善内容は事前に活動センターに相談し、認められたものに限る）
- イ 2 年目事業について、当初事業計画は変わらないが、予算規模が増減する場合（予算増減が生じる場合は、事前に活動センターに報告し、予算超過は団体負担、予算減額は返金とする）

##### (2) 補助不可の例示

- ア 1 年目実施後、計画どおりに実施できなかったため、2 年目は当初事業計画を変更し、別事業を行う場合
- イ 1 年目実施後、計画通り実施できず、2 年目の事業内容の一部改善も困

難で、事業を中止する場合

## 5 募集团体数

5団体

## 6 補助対象経費

地域貢献につながる新たな事業(※)経費

※ 新たな事業には、新規事業のほか、団体が実施する既存事業の拡充（例：対象者範囲の拡大等）による新たな取り組みを含みます。

### <対象とならない経費>

- (1) 継続的に使用している器具什器等の買い替え費用
- (2) 相場価格以上の講師謝礼金
- (3) 団体等の職員・スタッフへの人件費
- (4) 補助対象経費とすることが適当でないと活動センターが認める経費

## 7 応募方法

活動センターへ来所していただき、申請書類等をデータでお渡しします。

## 8 申請書の配付及び相談

令和6年8月5日（月）から8月16日（金）まで（※）（要予約）

※ 募集团体数に満たない場合には、期間を延長します。

## 9 提出書類

- (1) 団体の概要書、企画申請書等一式
- (2) 組織規則・規約等、会員名簿、事業報告書、収支計算書、募集チラシ等

## 10 審査基準

| 項目      | 評価・審査の視点   |
|---------|--|
| 事業目的    | ・ 事業実施により達成しようとする目標や成果は明確か                               |
|         | ・ 地域課題や区民・地域ニーズの認識・分析は的確か                                |
| 実効性・計画性 | ・ 地域特性を考慮した事業内容か   |
|         | ・ 団体の活動に基づいた、新しい視点と創意による事業内容か<br>(単なる団体の活動内容の提案になっていないか) |
|         | ・ 団体に事業を遂行できる能力（意欲・責任等）があるか                              |

|     |   |
|-----|---|
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するうえで、団体として必要な知識や経験を有した適正な人員を確保できているか</li> <li>・事業計画、スケジュール、事業期間に問題はないか</li> </ul> |
| 公益性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的公益性は十分であるか</li> <li>・地域貢献への取組は十分であるか</li> </ul>                                      |
| 将来性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の今後の自主的な活動による発展性・継続性はあるか</li> <li>・事業を継続していくために、資金や人材の確保に努めているか</li> </ul>            |
| 予算  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用対効果の視点に立って予算を積算しているか</li> </ul>   |

## 10 事業実施報告

事業終了時、速やかに実施報告及び補助金の精算を行います。また、事業報告会を実施し、事業の内容や成果を報告していただきます。

## 11 事業スケジュール（目安）

令和6年 8月 5日 申請相談受付開始  
8月16日 申請相談締め切り  
8月30日 申請締め切り・事業内容ヒアリング  
9月中旬～ 申請内容に係る質疑及び回答  
9月下旬 審査会・採択決定  
事業開始

令和7年 3月下旬 事業報告会

## 12 問合せ及び提出先

東京都江東区東陽六丁目2番17号 江東区高齢者総合福祉センター内  
社会福祉法人江東区社会福祉協議会  
江東区ボランティア・地域貢献活動センター（担当：西島）  
電話 03-3645-4087  
メール kvac@koto-shakyo.or.jp